

令和5年（フ）第1000号

破産者 株式会社チェンジ・ザ・ワールド

破産管財人報告書（6）

令和7年6月27日

破産管財人 野田 聖子

第1 令和7年2月28日以降の破産管財業務の概要

1 破産財団の状況

現在の破産財団の状況は、財産目録及び収支計算書記載のとおりであり、令和7年6月27日現在の破産財団の残高は3億5781万6447円である。

当職において、令和7年2月28日以降に行った管財業務のうち、主なものは以下のとおりである（以下、当職作成令和7年2月27日付「破産管財人報告書（5）」にて報告した内容を「前回報告」という）。

2 各発電事業の譲渡の実行等

前回報告のとおり、破産手続開始決定時点で破産者が保有していた全ての発電所にかかる事業の譲渡・換価は、既に完了している。

その後、当職は、承継先との間で締結済みの事業譲渡契約に基づき、同契約に定める基準日に応じて、売主（破産財団）と買主（承継先）にそれぞれ帰属する各譲渡対象事業に関する損益（売電収入や発電経費等）に関する精算を行った結果、精算金として、承継先から304万1666円を受領し、これを破産財団に組み入れた。

3 訴訟提起による債権回収

当職は、破産手続開始前に破産者が株式会社makethe paradise（以下「相手方」という）との間で行った発電設備等の売買に関連し、同社を被

告として、債務不履行責任に基づく合計 1101 万 7689 円の損害賠償請求訴訟を提起し（以下「本件訴訟」という）、訴訟追行してきたところ、令和 7 年 3 月 13 日に判決が言い渡された。

本件訴訟の判決では、当職の相手方に対する請求全額である 1101 万 7689 円及び遅延損害金の請求が全部認容された。そこで、当職は、相手方に対し、仮執行宣言に基づく強制執行を行い、請求金額全額及び執行費用を回収した。ただし、上記執行は、仮執行宣言に基づくものであることから、判決が確定するまでは暫定的な回収に留まる。

相手方は、上記判決を受けて、東京高等裁判所へ控訴したことから、現在、本件訴訟は控訴審に係属中であり、現時点では訴訟の終結時期は未定である。

第 2 第 177 条 1 項の規定による保全処分又は第 178 条 1 項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情の有無

当職において、破産者の計算書類や各種資料を調査し、関係者にヒアリングする等して、役員による違法行為及び違法行為と相当因果関係のある破産者に生じた損害の有無等、第 177 条 1 項の規定による保全処分又は第 178 条 1 項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情の有無について、現在も調査継続中である。

第 3 破産財団の概要（令和 7 年 6 月 27 日現在）

破産者	破産財団の現在残高
株式会社チェンジ・ザ・ワールド	3 億 5 7 8 1 万 6 4 4 7 円

※財団収集額から管財業務に要した支出控除後の現在残高

第 4 確定一般破産債権額（劣後的破産債権額及び約定劣後破産債権を含まない）（令和 7 年 6 月 27 日現在）

債権の種類	債権額
確定一般破産債権	3 3 億 5 2 6 0 万 0 2 8 9 円

※未確定一般破産債権額 4 3 3 6 万 4 6 1 9 円及び額未定を含まない。

第5 今後の破産手続の進行見込み

現時点で、全ての発電事業の譲渡が完了し、事業承継先との間で当該事業譲渡に伴う売電収入や経費の精算処理を行った。

また、現在、控訴審で係属中の訴訟について、当職は、第一審判決が確定することを目指し、今後も訴訟（控訴審）を迫行することを予定している。

今後も経費を節約し、鋭意、破産財団の増殖に努める所存である。

なお、上記の管財業務が完了するまでには、一定の期間を要する見込みであるため、換価完了時期、最後配当の実施時期及び破産手続の終結時期については未定である。

以上